

四月三十日 大崎支那事務所本部です
五月一〇日 ソーテー先生 加

五月二日 東洋水草又制乳送株式会社化解約
事件へ付り 東洋水草又制乳公司總会社立

七月四日(午)ニ開クル、草議起るや公私と名取

△議事

規約

附着者大田、
附着者池田 満場一致決

△口座第号会議不協の件 大崎支那深明者西野
口座第号会議は第号と斯滿、貿易者牛王
義、社会を永續シ第号と一日も永がく貿易
銀の奴隸とする之の会議、ひちの口座第号

会議を利用すを得ぬことは皆無、可決。

△工場一組合組織運動促進の件 (大崎支那)

説明者 平井

可決

△工場一組合組織運動促進の件 (大崎支那)
説明者 平井
一二傳へ組合が二つ以上ある場合は第号草議と解決
するに不利益有り宜しく工場一組合とありシ
議会運動不協の件 (深明者西野、清水) 可決
議会改設は第号の件 (深明者西野) 清水を鉛なる
しより一部の野人の意と造れたり。英、日本に於
て久のし佛口へ詔を起して議会改設によ
第号をは離れてから第号の解放族
第号を自身の手によこし爲され。是のいは第号
審議は組合的に行方によこのみ